

「帝京科学大学教職センター研究紀要」編集及び投稿要項

(紀要の名称)

第1 本研究紀要の名称は、「帝京科学大学教職指導研究」とする。

(紀要の目的)

第2 本研究紀要は、研究成果やデータに基づいた教職課程運営、教職関連科目を実施するために知見を統合し、本学の教員養成の質を向上させること目的とする。

第3 教職センター長は、紀要編集委員長1名及び5名程度の編集委員を専任教員から指名し、委員の委嘱を行う。編集委員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。編集委員長は必要に応じて編集委員の中から副委員長を指名することができる。

第4 紀要編集委員長は、編集委員会を代表し、編集委員会会務を司る。委員長に事故があるときは教職センター長の委嘱により、編集委員の内、1名がその職務を代行する。

第5 編集業務を担当するために、編集委員会に編集幹事を若干名おく。編集幹事は、編集委員長が委嘱する。

(投稿者の制限)

第6 本研究紀要は、本学の教職員(客員、特任、専任、指導員、相談員、研究員、事務職員、非常勤講師、名誉教授)及び編集委員長が認める学校教員等が筆頭著者となって執筆されるものとする。なお、依頼原稿はこの限りではない。

(投稿論文の制限)

第7 投稿論文は、教職・教育に関する原著であって、教材の開発や実践的な研究、理論的な研究等であり、他の刊行物に未発表、未投稿の論文とする。また、他学会論文としてすでに投稿しているものや掲載されているものと同じ内容を投稿することはできない。

(投稿論文の種類・査読)

第8 投稿論文は、研究論文、研究資料、実践報告の3種類とする。なお、内容によっては、編集委員会で種類を変更することがある。

(1) 研究論文は、教職・教育に関わる独創的な理論又は実証的な論文の内2名の査読者により認められたものとする。

(2) 研究資料は、教職・教育に関わる有意義な実践や調査研究等の内、2名の査読者により認められたものとする

(3) 実践報告は、教職・教育に関わる報告の内、編集委員会で掲載を認められたものとする。

(原稿執筆要領及び様式・記入要領)

第9 帝京科学大学教職センターのHPにある「原稿執筆要領及び様式・記入要領」に従って執筆する。

各投稿論文の頁数は、次のとおりである(図表、写真等も含む)。

研究論文8頁以内 研究資料8頁以内 実践報告8頁以内

第10 投稿に際しては、投稿申請用紙を、教職センターHPからダウンロードし、必要事項を

記入し論文原稿と一緒に提出する。

(投稿の手続き等)

第 11 編集委員会に投稿論文が到着し、受付手続きが完了した時点で、著者宛に確認のメールが送られる。

第 12 原稿の募集は、年 2 回（4 月、10 月）行うが、掲載の可否を決定するため、投稿論文は編集委員会によって審査される。

(掲載の判定等)

第 13 投稿論文の掲載の判定には、掲載可・修正の上掲載可・掲載不可の三種類がある。

掲載可のときは「掲載通知」、掲載不可のときは「掲載不可通知」、「修正の上掲載」のときは「修正通知」を投稿者宛に送るものとする。

「修正の上掲載可」の場合、修正論文を通知日から 20 日以内に編集委員会に送ること。最終決定は、2 回目の審査とする。

第 14 著者校正は 2 回のみで、採録決定論文については、内容の変更はできないものとする。

第 15 別刷希望の有無及びその部数については著者校正の際に伺う。なお別刷は、50 部単位とし、実費を申し受ける。

第 16 投稿論文の審査結果に異議のある著者は、編集委員会にその旨文書をもって申し出ることができる。

第 17 投稿断念又は掲載不可とされた場合を除いて、同じ論文を他学会等へ投稿はできない。

(著作権)

第 19 別に定める本学編集著作物に関する著作権規定に基づき、掲載された論文の著作権は、帝京科学大学に属するものとする。

(事務局)

第 20 「投稿に関する問い合わせ」は下記の編集委員会事務局に行うこと。

〒120-0045 東京都足立区千住桜木 1-11-1

帝京科学大学 7 号館 教職センター内

教職センター研究紀要編集委員会事務局

附 則 この要項は、平成 28 年 1 月 27 日より施行する。

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。